

砺波市農業委員会 8月総会議事録

開催日時 令和3年8月5日(木) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 27名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	17番	樋掛 雅彦
4番	舘 和香子	18番	亀永 理恵
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	20番	山本 涉
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登
14番	川邊 孝之		

欠席した委員 2名

22番	宮崎 雄介	28番	吉田 孝夫
-----	-------	-----	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	津田 泰二	主査	瀬賀 晶子
主幹	宮井 輝枝		

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 協議第1号 非農地証明書の発行に伴う意見について
- 協議第2号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会8月総会」を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶があります。

会長 暑い日が続いておりますので、皆さん体調管理にお気をつけください。本日は、議案の件数が多いので、早速会議に入りますが、慎重審議をよろしく願います。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、27名が出席されています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、砺波市農業委員会会議規則第5条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願います。

議長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の選任を行いますが、慣例により、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号2番 鴨井 克之委員、議席番号3番 境 真由美委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第12号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第12号をご覧ください。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

1番の譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件、つまり、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、下限面積要件、地域との調和要件のすべてを

満たしております。

1 番の譲渡人は他県に住んでおり、離村離農のため農地を手放したいと考えていたところ、譲受人と農地売買の話がまとまったものです。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました議案第 1 2 号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

　ご質問等がないようですので採決を行います。議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について、賛成の方は挙手願います。

委員 　（全員挙手）

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

　続きまして、議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 　議案書の 2 ページ、議案第 1 3 号をご覧ください。

　今月の「農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定」については、3 件です。

（議案書番号 1 朗読）

　別添の位置図の 1 ページから 3 ページまでと、併せてご覧ください。

　申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。

　農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。

　譲受人は申請地の南側で自動車販売店を経営しております。市街地に位置していることから、来客も多く、整備車両の置場や来客者及び従業員駐車場、提案販売用車両展示場が不足しております。

　展示車両の拡充や整備車両の置場等の確保を進めるため、申請地及び宅地を購入し、造成の計画を立てたものです。

　番号 2 及び 3 は転用目的が同一で、申請地の位置が隣接していることから続けて読み上げます。

（議案書番号 2 ・ 3 朗読）

　番号 2 については、別添の位置図の 4 ページから 6 ページまで、番号 3 については、別添の位置図の 7 ページから 9 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、どちらも市役所から概ね500m以内の区域にあり、農地区分は「第2種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

申請地の近隣には市役所や商業施設があり、また、国道156号に近接していることから暮らしや交通に便利な場所です。この地域は入居希望者は多いですが、賃貸住宅が不足しているため、需要を見込むことができるので、共同住宅の計画を立てたものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定」は、計3件、9筆で、3,917㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました議案第13号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番の譲渡人は、1反余りの農地を所有し、去年まで水稻耕作をしていましたが、農機具が使えなくなったことから、今年から野菜を作付しました。譲受人から転用を目的とした土地売買の話があり、ちょうど農業を続けられないと考えていたため、話がまとまったものです。
ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　西原委員、どうぞ。

西原委員 　　2と3番については、場所が隣接農地で、転用目的が同じ案件です。既に今年の2月総会で農用地利用計画の変更について承認されております。
補足説明になりますが、申請地に農道が隣接しており、土地改良区が間に入って、土地の交換が行われた場所でした。
ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。議案第13号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委員 　　（全員挙手）

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページ、議案第14号をご覧ください。
今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」については、2件です。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の10ページから12ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、農地区分が「農用地」で、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべきと定められた土地になります。

許可基準は、2年間以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。

なお、申請者は、砂利採取法に基づく採取計画認可申請が県で受理されているほか、農用地区域内における砂利採取についての砺波市の同意を得ております。

事業概要につきましては、採取及び埋戻しを行う期間は2年間で、採取量は計127,913m³です。掘削深は10mで、掘削は1対1の安定勾配で行われます。

施工に当たっては、落下防止策として敷地の周囲に保安防護柵を設置するほか、隣接農地からは2m、道路等の公共物件や宅地からは5mの保安距離を確保します。埋戻しに用いる土砂は、3市の山から、県の許可を得て採取するものです。また、他の建設工事現場における掘削で生じた土砂も、埋戻しに用いる計画であり、図面資料の12ページに、埋める位置が茶色に着色されています。建設工事現場で発生したというだけの違いで、鉄筋やコンクリートなどの産業廃棄物が混ざるわけではありません。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の13ページから15ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

申請者は兼業農家として耕作しており、家族7人で生活をしています。

現在の住居では手狭になっているため、別途家族4人の住宅を建築することにしました。両親と共に農業を営むことにより地域農業の維持を図り、将来の両親の介護や人口減少が加速する中での地域コミュニティの安定のため、実家近隣での土地を選定し、計画を立てたものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」は、計2件、11筆で、21,317㎡でございます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました議案第14号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　川邊委員、どうぞ。

川邊委員 　1番の案件について、8筆のうち7筆が担当地区に当たるため、先に説明させていただきます。5筆が砂利採取で、3筆は仮設の運搬用道路のため一時転用されるものです。県や市等の関係機関、近隣関係者等の同意を得ておられます。ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　2番の譲受人は、勤めながら父親の農業の手伝いをしています。自宅前の田んぼを父親から借りて、分家住宅を建設されるものです。ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　1番の件について、川邊委員が先に説明されたとおり、関係機関等の同意を得ており、掘削深10mについても問題がない場所と認識しております。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。議案第14号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し

意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。

協議事項1号の、非農地証明書の発行に伴う意見について、ご説明いたします。

この度、農業委員会に対し、地目が農地の土地が、非農地に該当することを証明してほしいとの願出が1件ございました。

対象の土地は、畑 274㎡ほか1筆計2筆 713㎡です。

位置は、別紙の「非農地証明願出地」と右肩に書かれた図面資料をご覧くださいと思います。中央部に申請地がありますが、申請地の東側には大きな施設がある場所です。

去る7月2日に、農業委員会事務局において現地を確認しましたところ、生育した雑木の密集が認められ、地元の自治会長も証明されておりますが、願出地は既に山林化しており農地に復元することが困難であると認められました。

農地法令上も、「農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるものは、農業委員会が非農地と判断する」こととされています。

従いまして、事務局としては、願出地2筆の地目を非農地へ変更することが相当と判断いたしました。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明のありました協議事項1号について、ご質問等がありましたら挙手願います。

ご質問等がないようですので採決を行います。協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、協議事項2号 農用地利用計画の変更について、事務局

より説明願います。

事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

協議事項2号の、農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

令和3年6月に受け付けた農振除外の願出は、5ページから6ページの8件、そのうち無断転用の是正案件は4件、農業用施設として軽微な変更の願出は7ページの1件、農用地区域への編入は8ページの1件でございます。

(除外案件の番号1朗読)

別添の位置図の1ページから3ページまでと併せてご覧ください。

願出地は北陸自動車道や商業施設に近接しており、住環境が整っております。譲受人は、全国から優秀な人材を確保するため、社宅及び女子寮を建築する計画です。

現在の自己所有地は既に限度一杯まで使用しており、本社から少しずつ範囲を広げながら検討したところ、市街地近隣の願出地で話がまとまったものです。

(除外案件の番号2朗読)

別添の位置図の4ページから6ページまでと併せてご覧ください。

願出者は、夫が建てた住宅を相続し、暮らしておりました。自己所有地の見直しを進めていたところ、極小ながら宅地の一角が農用地であったことから、願出を提出したものです。

(除外案件の番号3朗読)

別添の位置図の7ページから9ページまでと併せてご覧ください。

願出地は国道359号の苗加跨線橋の近くに位置し、商業施設に近接しており、住環境が整っております。譲受人は娘世帯と同居して暮らしておりますが、日々の生活に手狭さを感じており、娘世帯と互いに助け合いながら暮らしたいと思い、既存住宅の隣接地に自己住宅を建築する計画を立てたものです。

(除外案件の番号4朗読)

別添の位置図の10ページから12ページまでと併せてご覧ください。

願出地は砺波市陸上競技場や商業施設に近接しており、住環境が整っております。近隣は既に宅地化が進んでおり、願出者の所有している農地に息子夫

婦の住宅を建築するため、計画を立てたものです。分筆後の残地については、畑として利用する計画です。

(除外案件の番号5朗読)

別添の位置図の13ページから15ページまでと併せてご覧ください。

願出地は30年以上、願出者の住宅の車庫として利用されておりました。先ほどの番号4の農振除外願いのため自己所有地の見直しを行ったところ、願出地が農用地であったことを知ったため、地目を現況に合わせるものです。

(除外案件の番号6朗読)

別添の位置図の16ページから18ページまでと併せてご覧ください。

願出地は分譲住宅地に隣接し、上下水道も整備されており、宅地化が進んでいる場所に位置しています。願出地は住宅密集地の中にあり耕作がしにくいこと、隣地に住む借受人の祖母が高齢で手助けをしたいと考えたことから、願出地に住宅を建築する計画を立てたものです。

なお、宅地の一部を活用し農用地が減少することを最小限に留め、残存農地については、従来通り畑として利用します。

(除外案件の番号7朗読)

別添の位置図の19ページから21ページまでと併せてご覧ください。

願出者は請負耕作を開始した後、多くの方から農地を預かったことにより、既存の納屋だけでの対応は困難となりました。そこで急遽、農作業場を建築し、その後も耕作面積の拡大に伴って増築を重ねたものです。

自己所有地であったことや繁忙期が続いたことから農地法上の手続きが不備のままであったことから、現況に合わせるために願出を提出したものです。

(除外案件の番号8朗読)

別添の位置図の22ページから24ページまでと併せてご覧ください。

隣接地で木工業を営んでいる会社が社員寮として空き家であった宅地を買取ったところ、既存の物置敷地の一部が農地であったことから、願出を提出したものです。

(軽微な変更の番号1朗読)

別添の位置図の1ページから3ページまでと併せてご覧ください。

借受人は、組合員26名で約36haを耕作している農事組合法人です。既存の事務所敷地では作業の休息スペースや組合員の駐車場、農繁期の資材置き場が大変不足し、効率低下を招いております。そこで既存の事務所兼格納庫に隣接する願出地を追加で賃借し、事務用のハウスを設置し、駐車場・資材置き場を確保することで、より一層の営農の向上を図るものです。

(編入案件の番号1朗読)

願出地は、旧来、散居村における空き家敷地及びそれに関連する公衆用道路、用悪水路でした。今回、願出地を全て農地化したことにより、周辺農地と一体となって作業をすることが可能となり、耕作効率が向上するものです。

今回の「農用地利用計画の変更」は、除外案件が計8件、8筆、3,000.15㎡、軽微な変更案件が1件、1筆、1,092㎡、編入案件が1件、6筆、1,681㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました協議事項2号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊委員 　協議事項2の編入は、どういうことですか。

事務局 　　願出地は、空き家敷地や公衆用道路、用悪水路でしたが、全てを田んぼにして、周辺農地と一体とすることにより、農業の作業効率を向上させるものです。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　編入対象地の概要で、地目が「田」になっていますが、どういうことですか。

事務局 　　今回の願い出を提出される前に、既に現地を田んぼにし、法務局で地目

の変更を終えられているためです。

- 議 長 他にご質問等はありませんか。
それでは私からですが、今回の案件であったように、景観を重視して建設された公共施設の周辺に、後からどんどん建物が建設されることについて、せつかくの特性が失われることになると、問題を感じずにはられません。各農業委員におかれては、農地の売買について理由はあると思いますが、将来のことも考え、慎重に同意願いたいと考えております。
- 委 員 (「はい」の声あり)
- 議 長 樋掛委員、どうぞ。
- 樋掛委員 県道の拡幅等により、1㎡にも満たないような農地についても、農振除外の手続きが必要なことについて、何か配慮できないものかと考えます。
- 事 務 局 農振農用地区域に1㎡に満たない面積が認定されていることについて、その農地に係る経緯があると考えられますが、手続きの必要性については、面積による線引きがないため、申請者にその旨を説明の上、ご理解をいただいたものです。
- 事 務 局 ほかに質問はありませんか。ご質問等がないようですので採決を行います。協議事項2号 農用地利用計画の変更について、賛成の方は挙手願います。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、
報告第3号 農業経営改善計画の認定について事務局より説明願います。
- 事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号説明)
- 議 長 ただ今、報告第1号・第2号・第3号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 法人の所在地が高岡市になっているのは、どういうことですか。

事 務 局 実際、農業を行うのは砺波市の柳瀬地区になるため、当該市町村で認定することになります。後日、改めてそのことが分かる資料をお出しします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 老委員、どうぞ。

老 委 員 編入の話に戻るのですが、新規開田の流れについて、既存の宅地を田に開田した上で農業委員会で審議するのか、それとも、農地にしたいという相談があった時点で、農業委員として対処するのか、本来の流れを知りたいです。空き地については、これからも発生する事案だと認識しますので、本来の流れを教えてください。

事 務 局 農業委員の皆さんにおかれましては、地元からご相談があった段階で事務局に報告をしていただき、極力、事後にならないよう進めていただきたいので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかに質問はございませんか。ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。以上をもちまして、本総会に付議された全案件を終了いたしました。これにて閉会いたします

(閉会 15 : 05)

本会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年8月5日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印